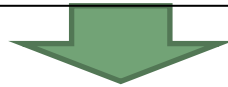


平成29年8月22日

富士北麓地域(富士河口湖町内)に  
おける景観保全型広告規制地区の  
指定について

# 屋外広告物とは？

- 屋外広告物法
  - 山梨県屋外広告物条例
    - 山梨県屋外広告物条例施行規則
    - 各種告示



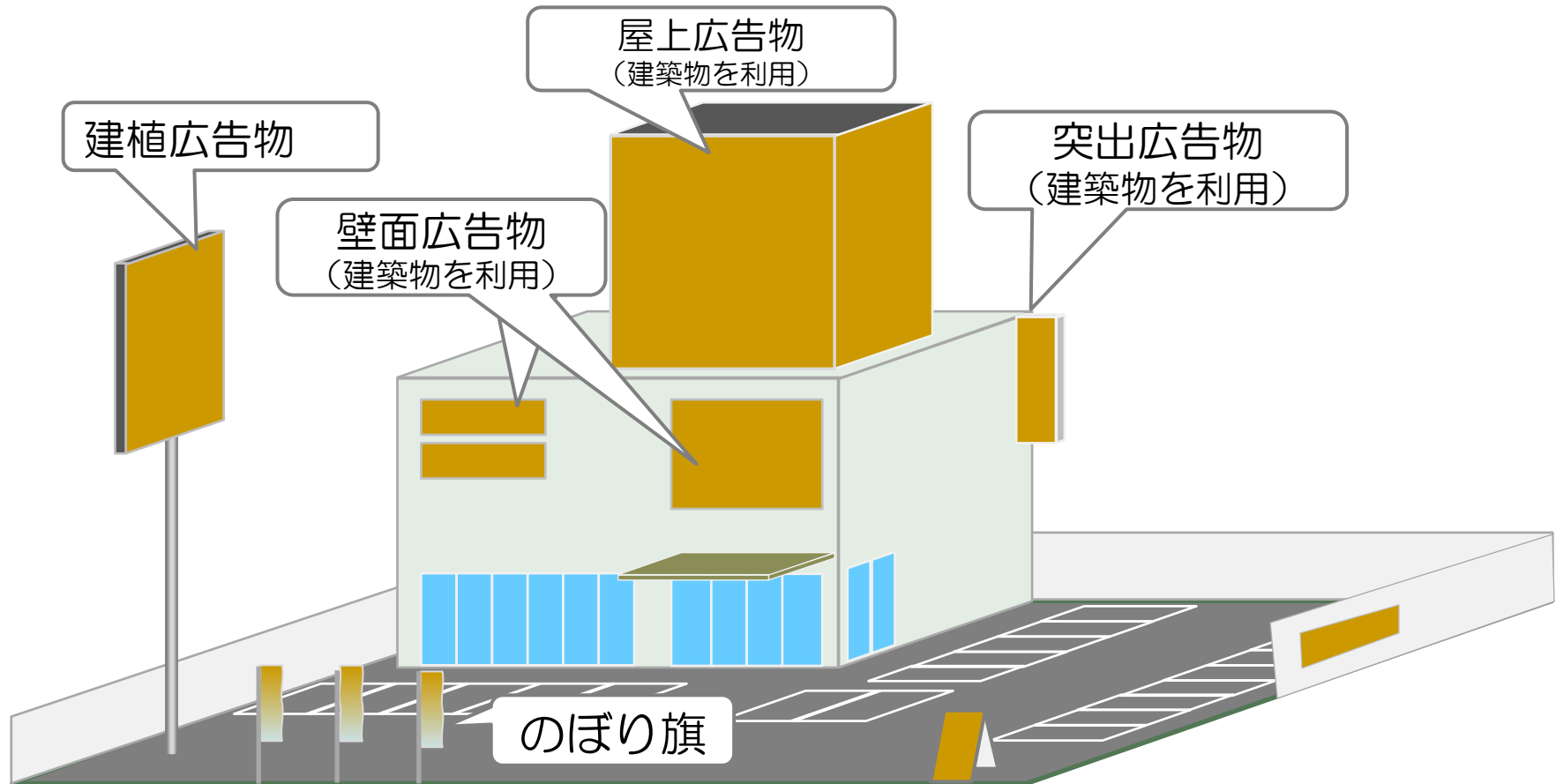
規定

# 屋外広告物法及び条例の目的

- ① 「良好な景観の形成・風致の維持」
- ② 「公衆に対する危害の防止」

を目的とした規制

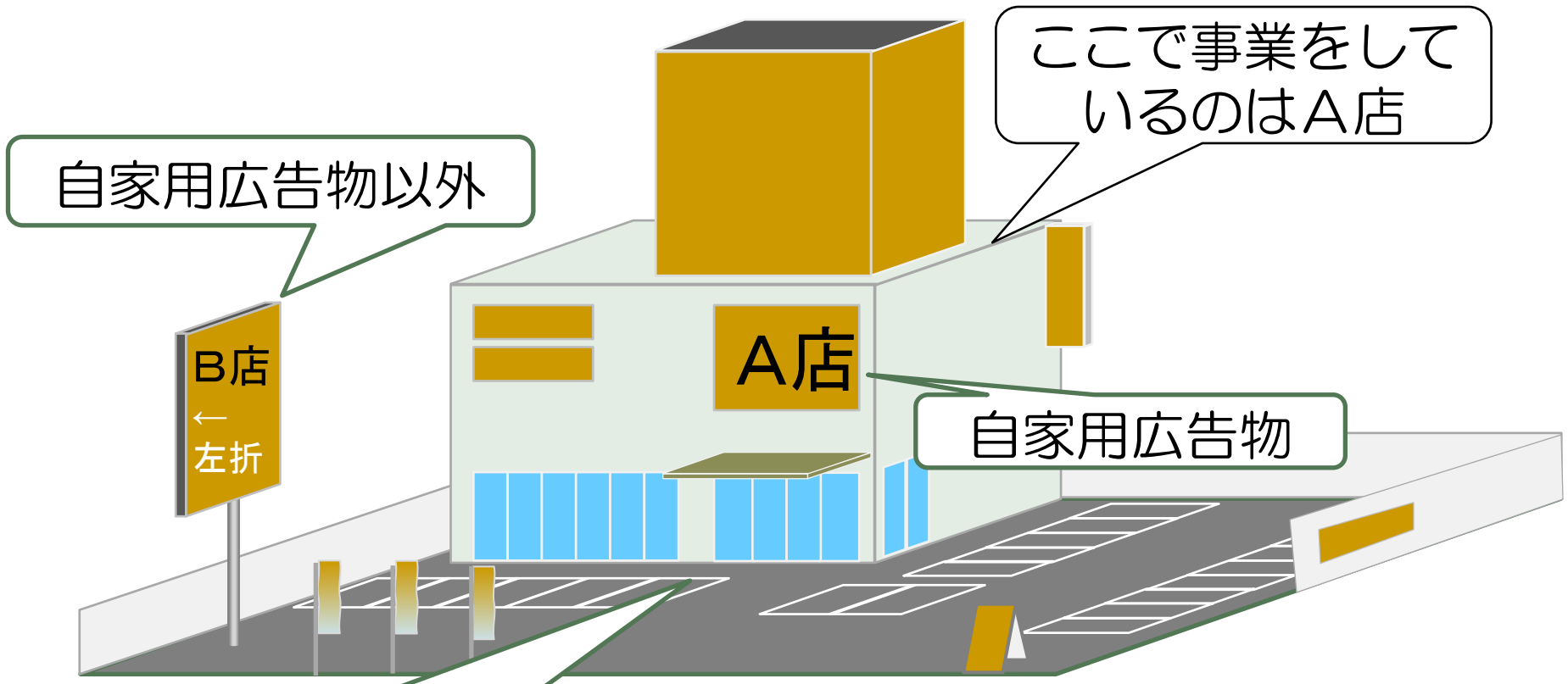
# 代表的な屋外広告物の事例



- ① 常時又は一定の期間継続して表示
- ② 屋外で表示
- ③ 公衆に表示
- ④ 看板や建物などに掲出、又は表示されたものなど

※屋外広告物＝上記を全て満足するもの

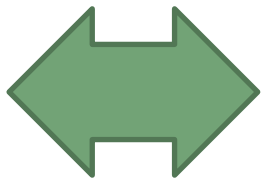
# 自家用広告物とは？



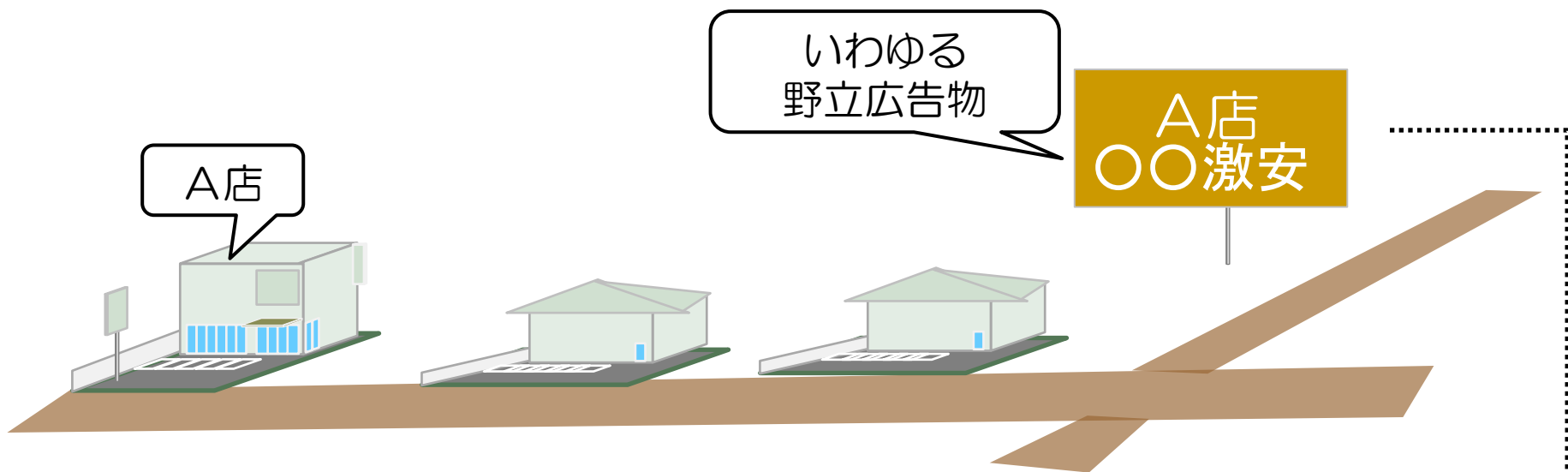
自己の事業場の敷地内に、  
自己の名称や営業内容等を表示  
するもの  
=自家用広告物

それ以外のもの  
(いわゆる野立広告物等)  
=自家用広告物以外

こちらの方が厳しい基準

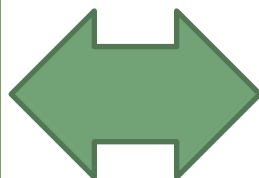


# 自家用広告物以外の広告物とは？



自己の事業場の敷地内に、  
自己の名称や営業内容等を表示  
するもの

**＝自家用広告物**



それ以外のもの  
(いわゆる野立広告物等)

**＝自家用広告物以外**

こちらの方が厳しい基準

# 屋外広告物を設置するには

条例の基準に適合したものである必要有

面積総量などに応じて

許可必要

許可不要※  
(＝適用除外)

- 自家用広告物  
：面積総量が10m<sup>2</sup>より多いなど
- 自家用広告物以外  
：全て許可必要

自家用広告物で、  
面積総量が10m<sup>2</sup>以下のものなど

※許可不要ではあるが、適用除外を証明できる書類の提出を求めている。(面積の分かる図面等)

# 許可不要（適用除外）の事例

【パターン1】 7m<sup>2</sup>

【パターン2】 5m<sup>2</sup>

A  
店

【パターン1】 5m<sup>2</sup>

【パターン2】 4m<sup>2</sup>

A  
店

ここで事業をして  
いるのはA店

この場合、  
自己の事業場の敷地内に、  
自己の名称や営業内容等を表示

2枚の屋外広告物とも、  
自家用広告物

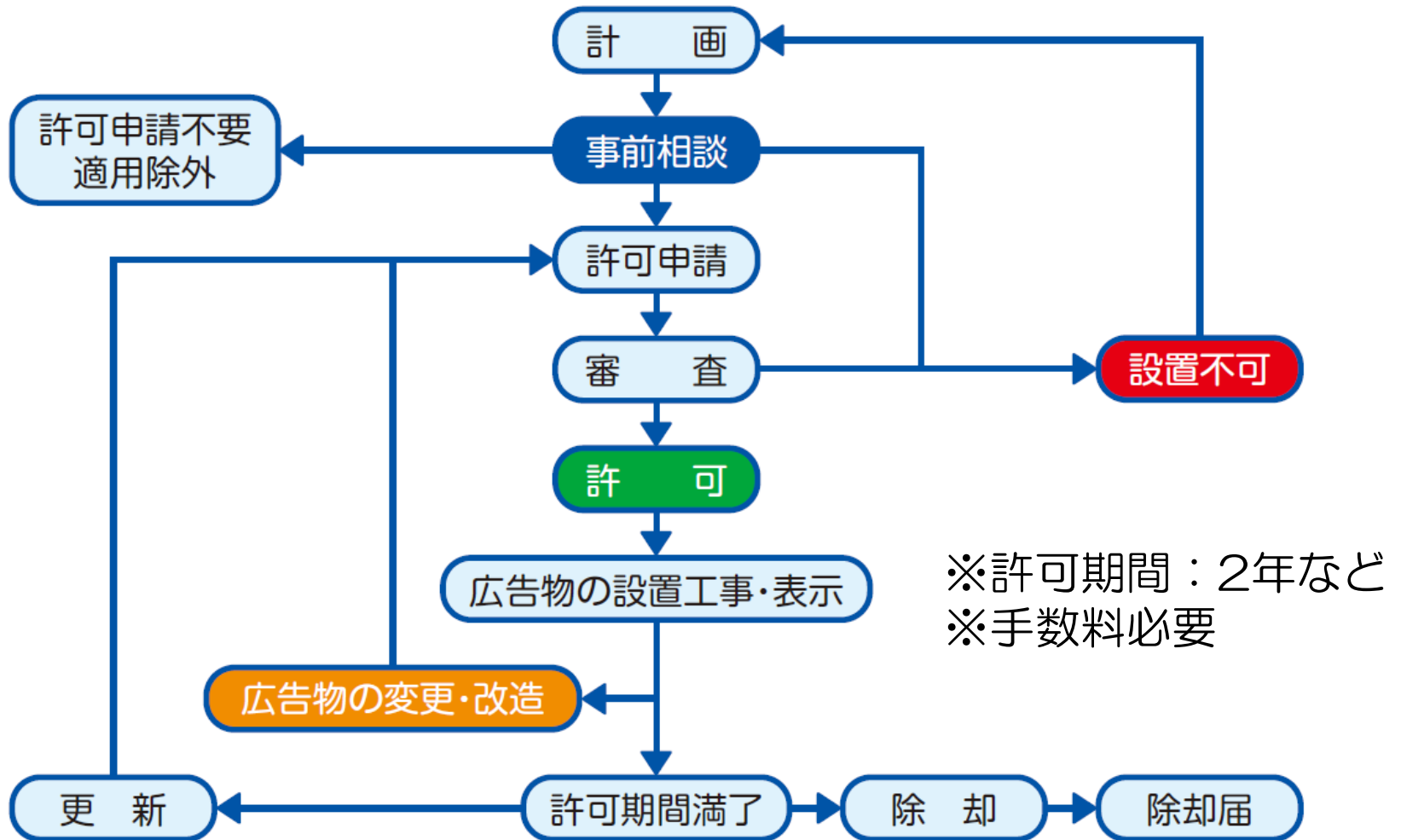
【パターン1】 面積総量  $7+5=12\text{m}^2$   
 $>10\text{m}^2 \Rightarrow$  許可必要

【パターン2】 面積総量  $5+4=9\text{m}^2$   
 $\leq 10\text{m}^2 \Rightarrow$  許可不要（適用除外）

※自家用広告物の適用除外基準は、地域により5m<sup>2</sup>の場合あり  
※ // 、高さなどの基準もあり



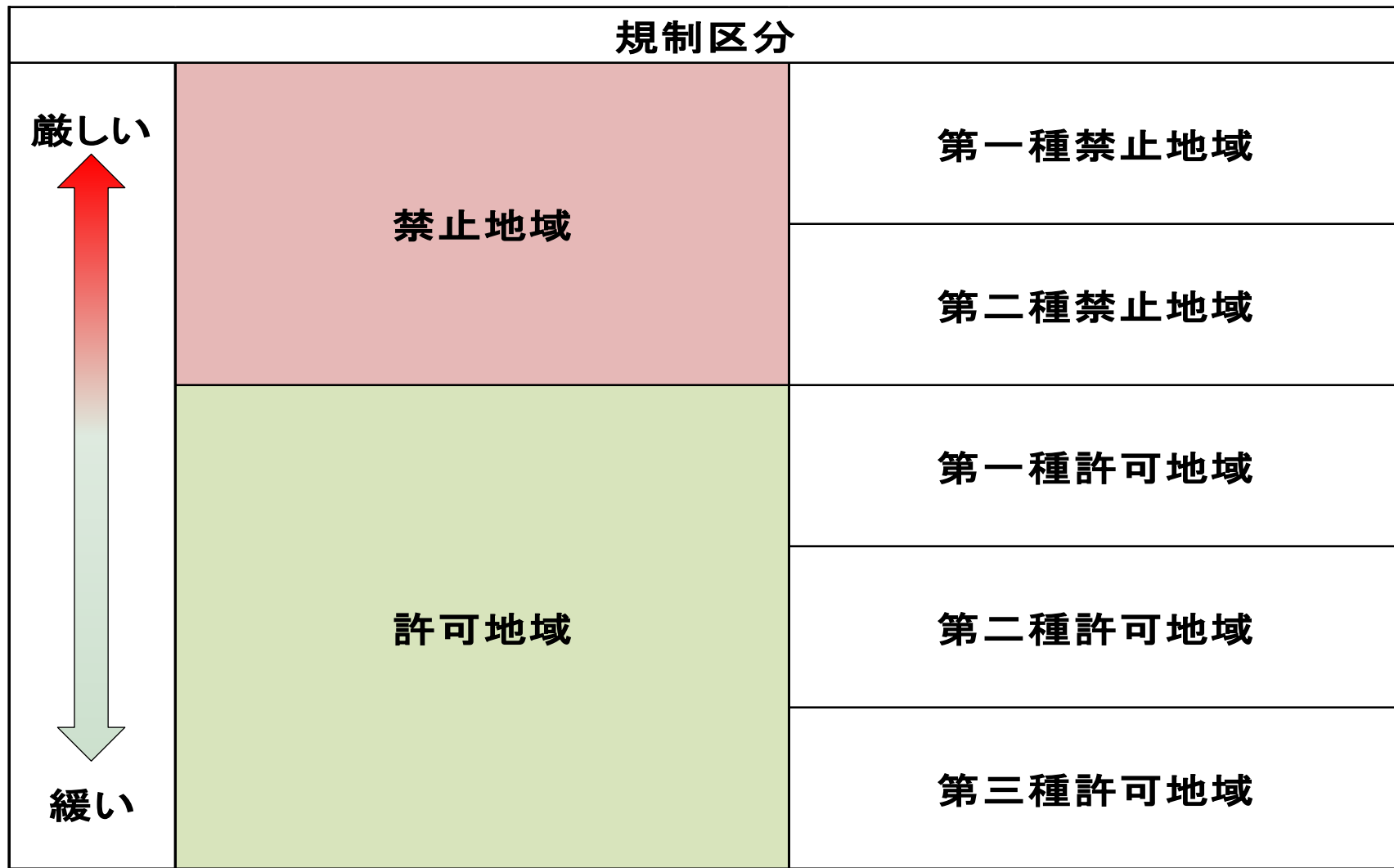
# 許可申請の流れ



## ○申請等の時期

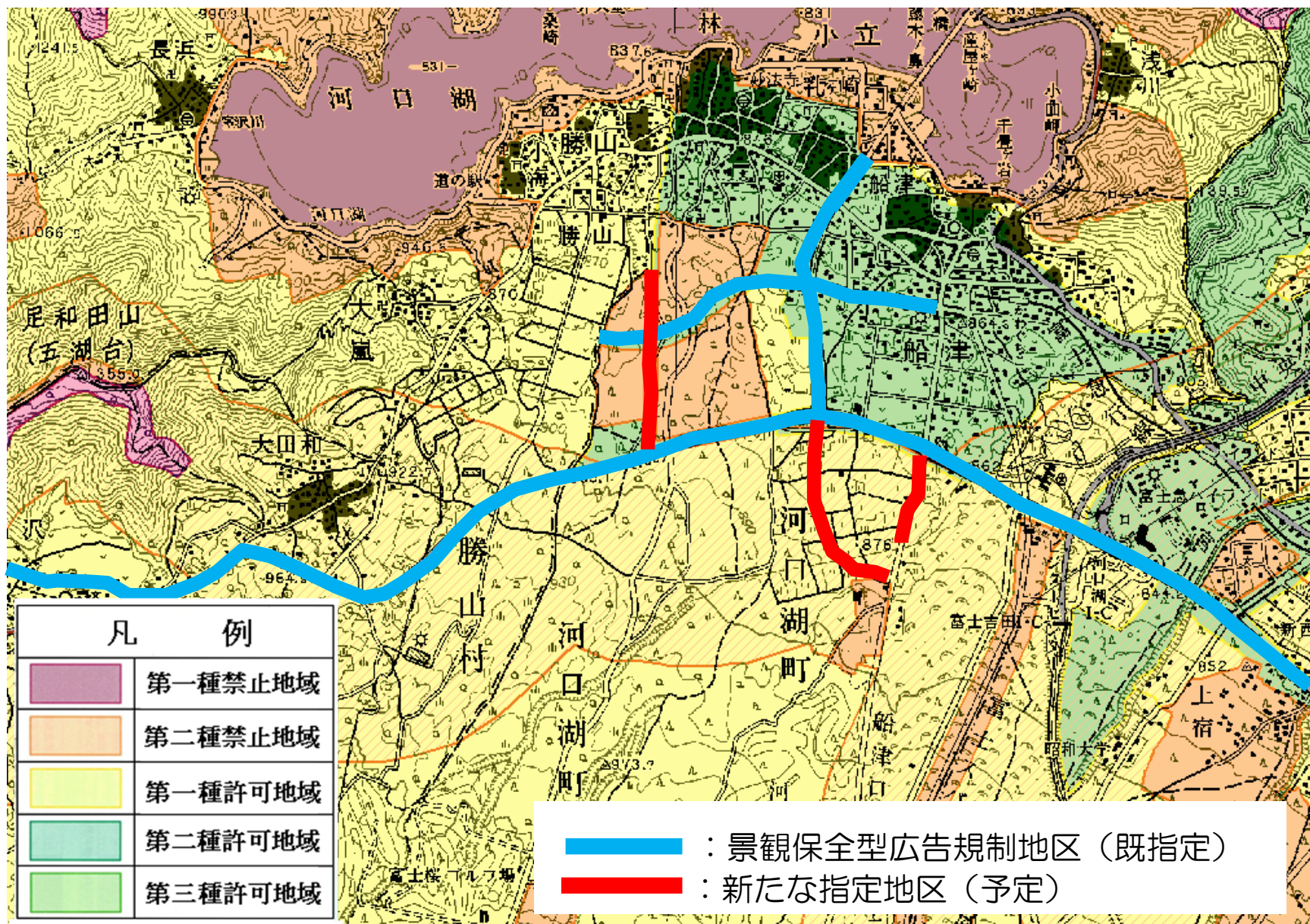
新たに広告物を表示する場合（新規申請）：表示しようとする日の10日前まで  
既に許可を受けている広告物を変更する場合（変更）：変更しようとする日の10日前まで  
許可期間後も引き続き広告物を表示する場合（更新）：許可期限の10日前まで  
広告物を除却する場合（除却）：除却後5日以内

# 規制区分について（現状）



# 規制区分図

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。



# 1 指定の経過及び背景

# 指定の経過及び背景

## ◆平成25年度

- 世界文化遺産に登録された豊かな  
景観を守り育む必要性
- イコモスの指摘

景観保全型広告規制地区の指定  
＝特定の区域の規制基準強化  
(条例の規定により許可地域限定で可)

主要道路沿道6地区を指定し、規制基準強化  
(施行：平成27年4月1日～、平成28年10月1日～)

## 指定の経過及び背景

◇平成29年6月

富士河口湖町から新たに3地区について、  
規制強化の要望

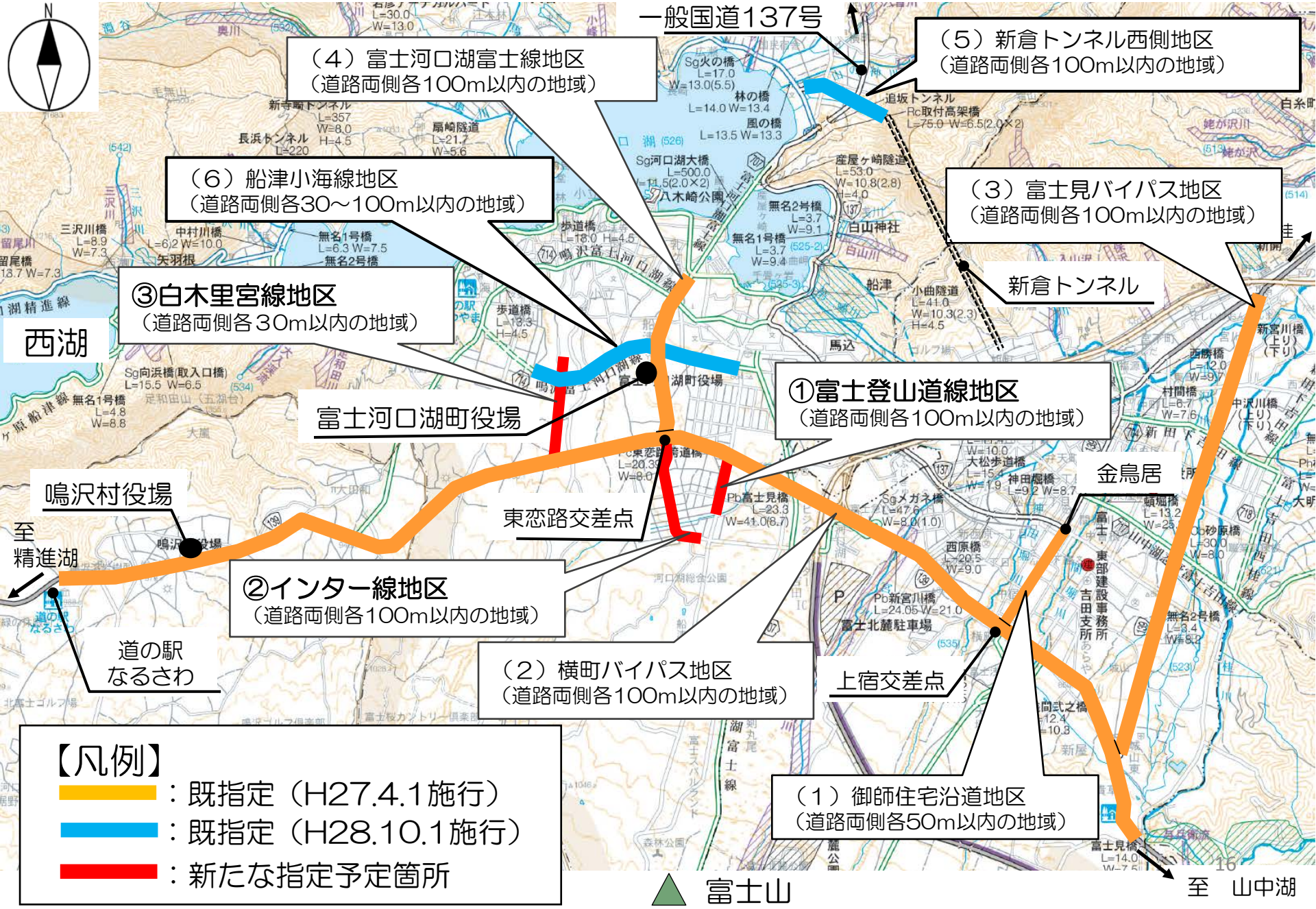
要望を受け、指定範囲や強化する基準を町と協議

指定を目指し、案を決定

## 2 指定する地区

# 指定する地区

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。



(4) 富士河口湖富士線地区  
(道路両側各100m以内の地域)

(5) 新倉トンネル西側地区  
(道路両側各100m以内の地域)

(6) 船津小海線地区  
(道路両側各30~100m以内の地域)

(3) 富士見バイパス地区  
(道路両側各100m以内の地域)

③白木里宮線地区  
(道路両側各30m以内の地域)

①富士登山道線地区  
(道路両側各100m以内の地域)

富士河口湖町役場

新倉トンネル

鳴沢村役場

東恋路交差点

金鳥居

②インター線地区  
(道路両側各100m以内の地域)

(2) 横町バイパス地区  
(道路両側各100m以内の地域)

上宿交差点

- 【凡例】**
- : 既指定 (H27.4.1施行)
  - : 既指定 (H28.10.1施行)
  - : 新たな指定予定箇所

富士山

至 山中湖

一般国道137号

西湖

至 精進湖

道の駅  
なるさわ

(1) 御師住宅沿道地区  
(道路両側各50m以内の地域)



# 指定する地区（現況）

## ①富士登山道線地区（現況）



## ②インター線地区（現況）



## ③白木里宮線地区（現況）

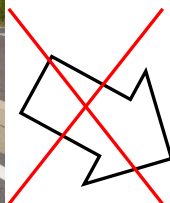
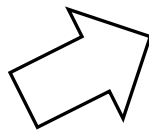


（現況）

- 既存物件がほとんどない
- しかし、店舗等の出店が予想される
- 電線共同溝事業実施中
- 富士山などの眺望保全の必要あり

# 3 目指すイメージ

# 目指すイメージ



「こうならないように」

(現況)

- 既存物件がほとんどない
- 店舗が出店する前に、  
規制をかけることによる効果発現は大

# 主な方針

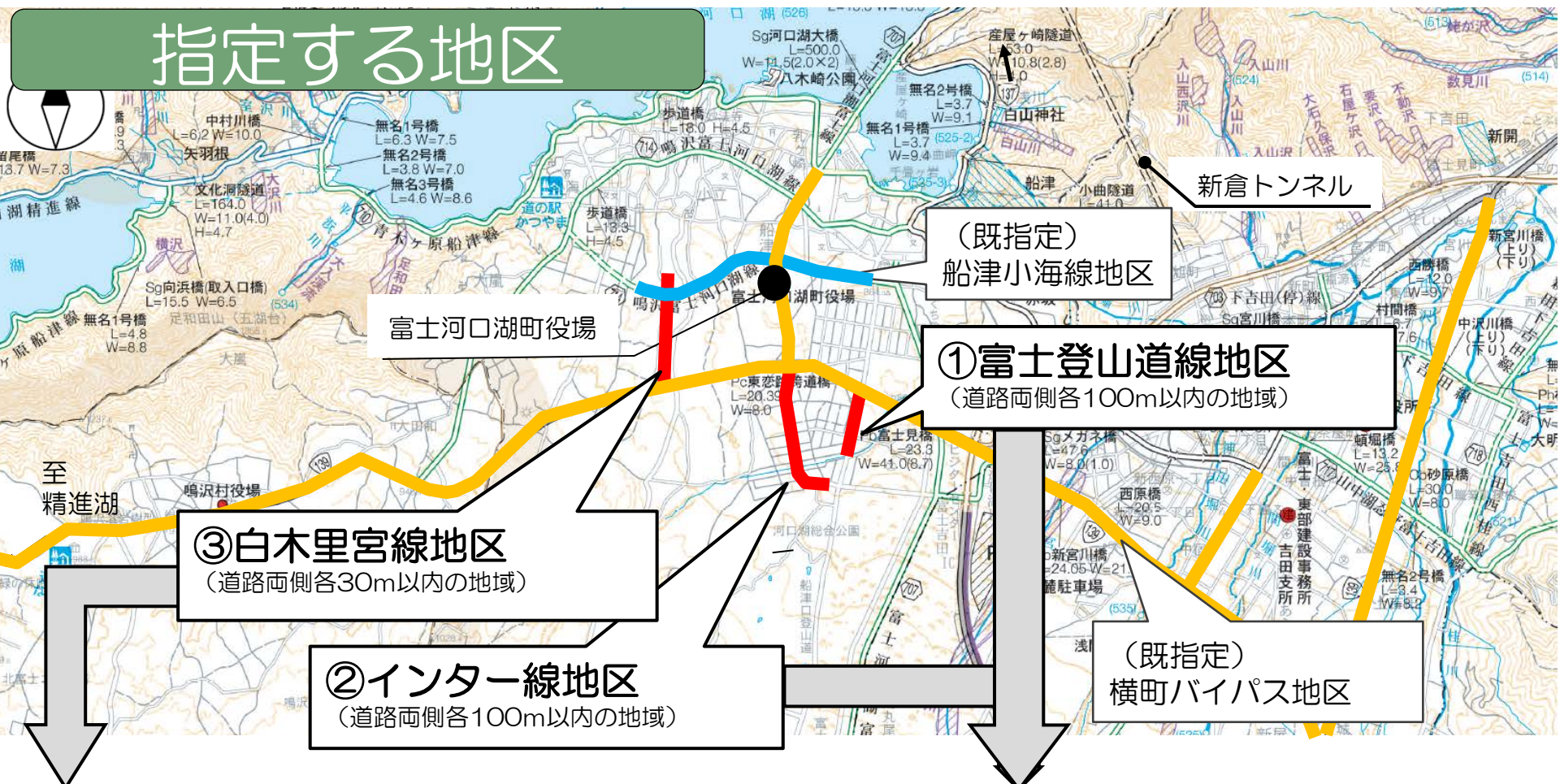
※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

- 色彩を全体的に抑える。
- 屋上広告物は設置できない。
- 建植広告物などの高さを抑える。
- 自家用広告物以外の広告物は必要最低限とし、  
道標及び案内図以外は抑える。
- 適用除外となる広告物についても、基準を強化する。
- 地区ごとに統一的な基準にする。

※既指定の方針とも合致⇒既指定の基準を採用

# 4 許可基準の強化内容

# 指定する地区



一体性の観点から、隣接する  
船津小海線地区と同基準

一体性の観点から、隣接する  
横町バイパス地区と同基準

## 【図凡例】

黄色線 : 既指定 (H27.4.1施行)

青線 : 既指定 (H28.10.1施行)

赤線 : 新たな指定予定

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

# 基準強化の主な内容

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## ○色彩

2種禁止	1種許可	2種許可
なし	なし	なし



使用可能色数3色以下  
明度・彩度の制限

## ○屋上広告物の高さ

2種禁止	1種許可	2種許可
$\leq 5m$	$\leq 8m$	$\leq 10m$



設置不可

## ○建植広告物（自家用）の高さ・面積

2種禁止	1種許可	2種許可
$\leq 10m$	$\leq 12m$	$\leq 15m$
$\leq 10m^2$ (合計)	$\leq 40m^2$ (1基当り)	$\leq 50m^2$ (1基当り)



$\leq 5m$

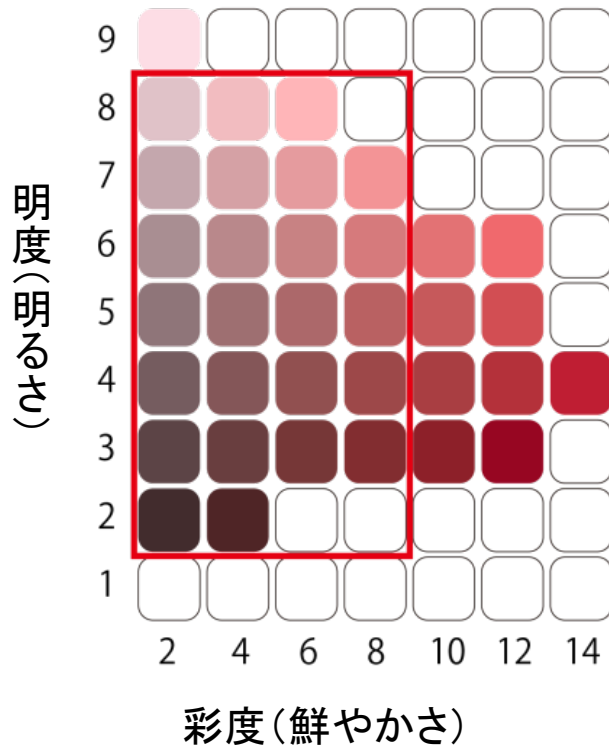
$\leq 4m^2$   
(1基1方向)


$\leq 20m^2$   
(敷地内合計)

※その他詳細な基準は別添資料1・2を参照

### 色彩

【色相R（赤色）を例に】



 : 最大面積色の範囲

#### ◆全ての地区

- 色彩の数は3色まで（地色含む）
- 最大面積色の明度が2以上8以下
- 最大面積色の彩度が6以下  
（色相がR、Y R、Yの場合は、8以下）

※一部の自家用広告物以外の広告物を除き、  
白や黒(=無彩色)も可

#### 【例】



3色 ○



多色 ×



多色 ×

※「明るさ」や「鮮やかさ」を控えめに

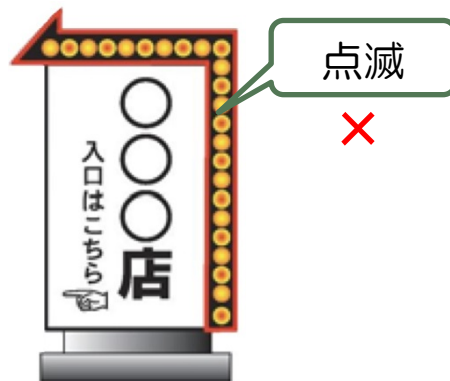
※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。<sup>24</sup>



## 屋外広告物共通に規制される

### 照明の点滅

【例】



- ①富士登山道線地区
- ②インター線地区

一部可 ⇒ 不可

### LED広告等(表示の内容が 変化するものでないこと)

【例】



#### ◆全地区

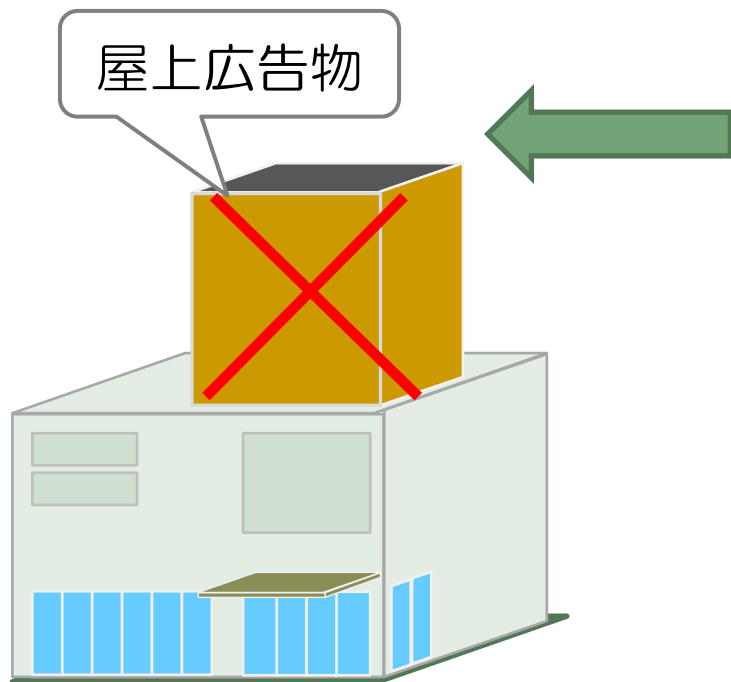
⇒不可

なお、③白木里宮線地区

⇒一定の条件で1m<sup>2</sup>(片面0.5m<sup>2</sup>)まで  
許可を受ければ可

# 建築物を利用する広告物（自家用広告物）

## 屋上広告物

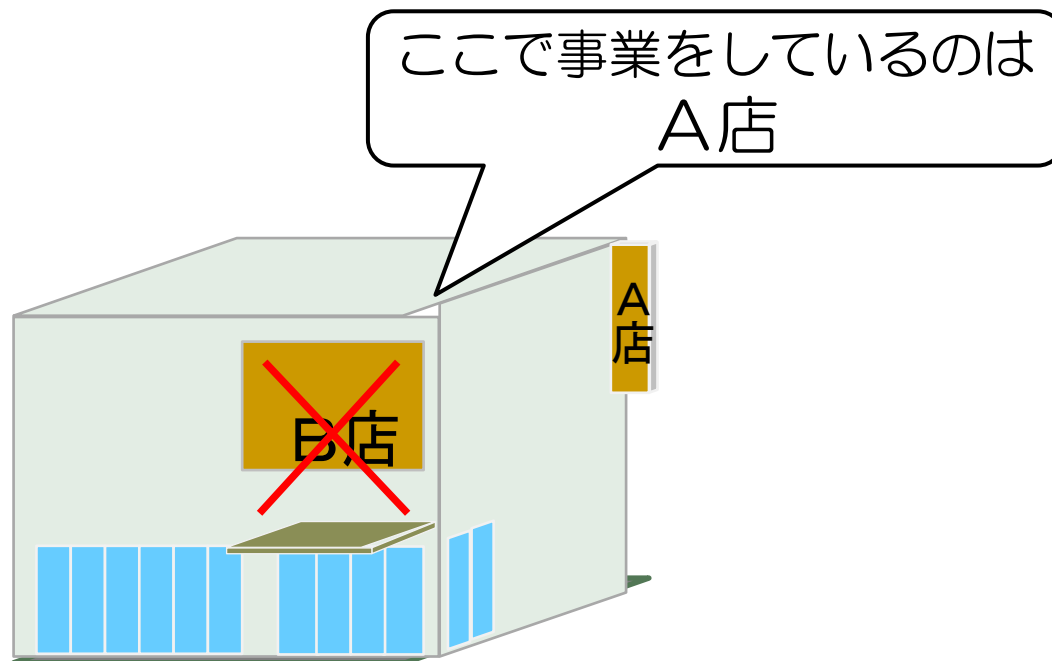


◆全ての地区

10mまで可など⇒ 不可

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

# 建築物を利用する広告物（自家用広告物以外）

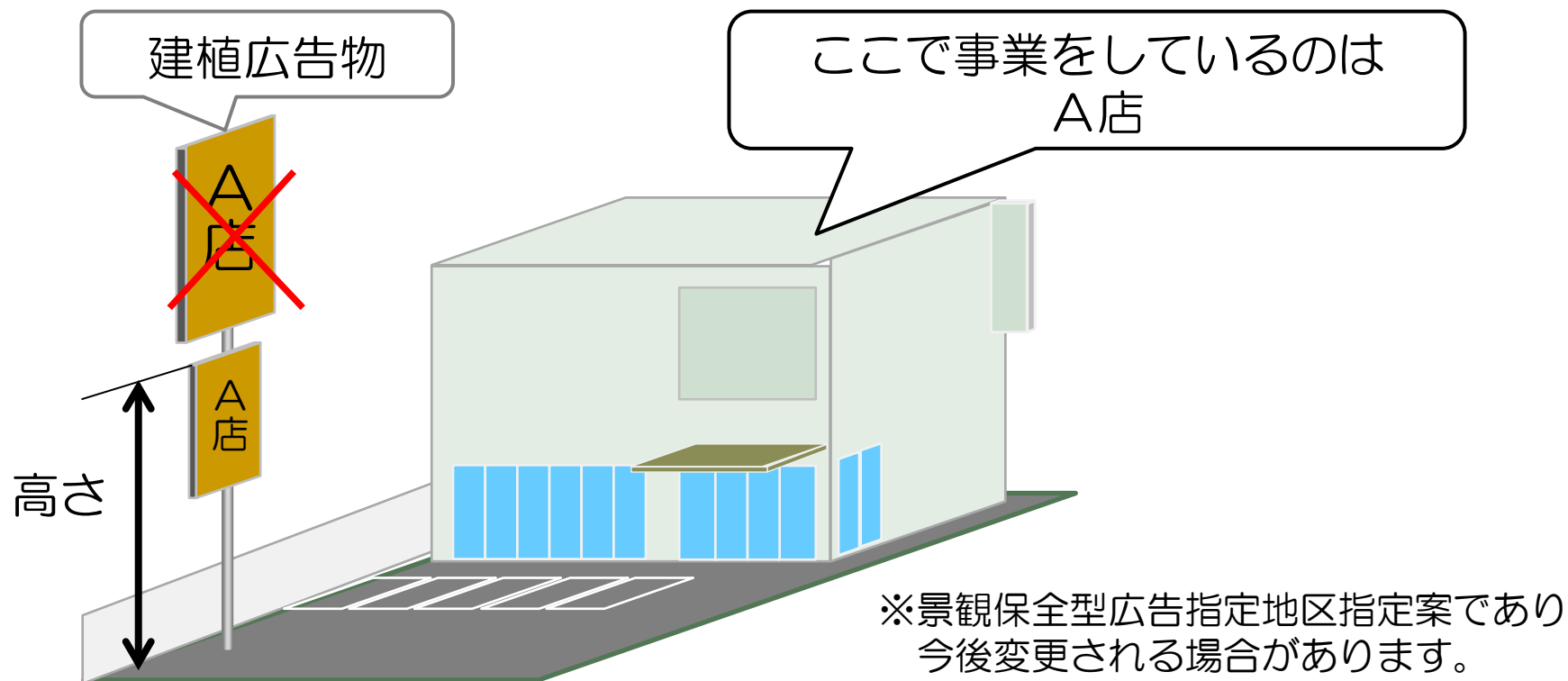


自家用広告物以外

◆全ての地区  
一部可 ⇒ 不可

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

# 建植する広告物（自家用広告物）



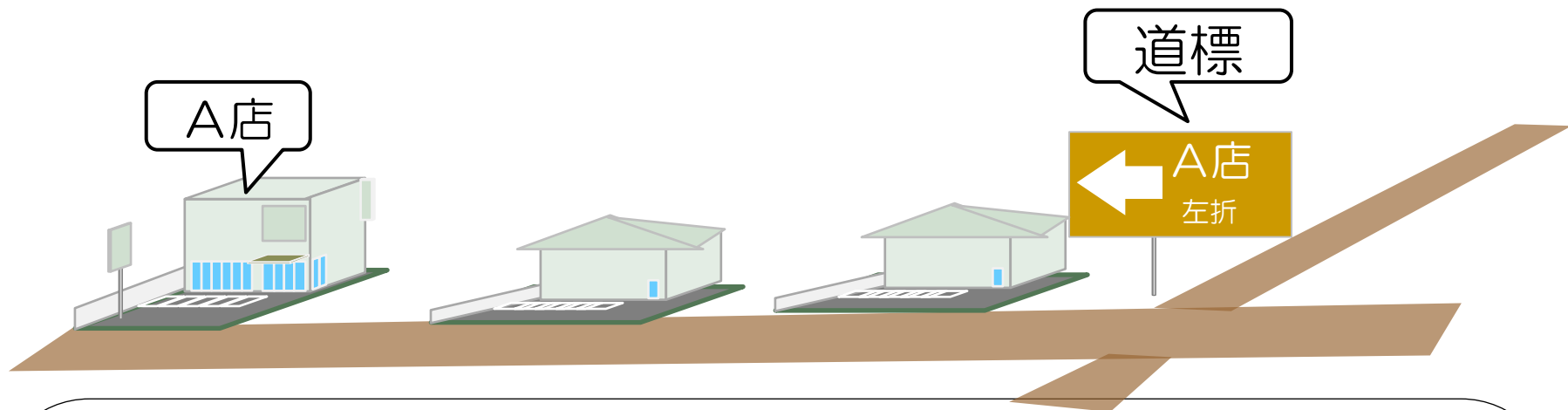
## ◆全ての地区

- 高さ 15m以下など ⇒ 5m以下
- 面積 50m<sup>2</sup>以下など ⇒ 1基1方向4m<sup>2</sup>以下  
⇒ 敷地内合計20m<sup>2</sup>以下

# 建植する広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## 自家用広告物以外（道標及び案内図）の場合



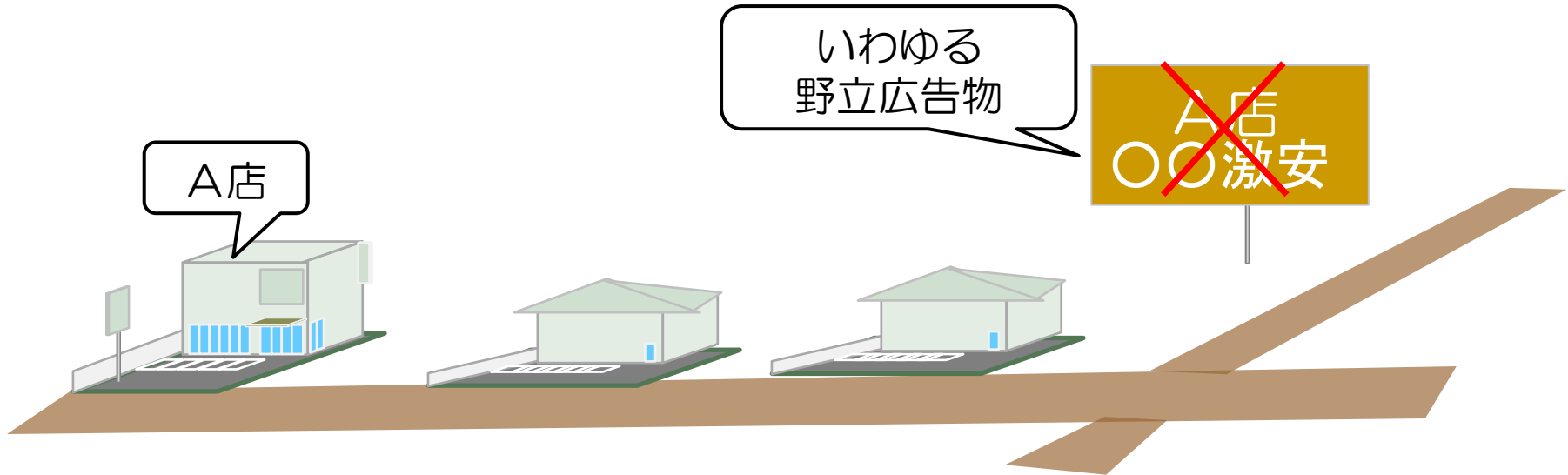
### ①富士登山道線地区及び②インター線地区

- 高さ：5m以下など ⇒ 3m以下
- 面積：2m<sup>2</sup>以下など ⇒ 1m<sup>2</sup>以下
- 複数の箇所に設置する場合：  
合計面積10m<sup>2</sup>以下など ⇒ 5m<sup>2</sup>以下
- 1箇所に共同で設置する場合（集合看板）：  
合計面積16m<sup>2</sup>以下など ⇒ 10m<sup>2</sup>以下
- 色彩：無彩色を一部制限

# 建植する広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## 自家用広告物以外（道標及び案内図を除く）の場合



### ◆全ての地区

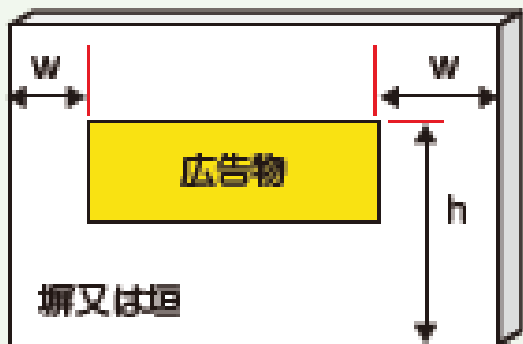
一部可 ⇒ 不可

# 工作物を利用する広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## 塀又は垣を利用する広告物

【例】



### 自家用広告物以外 (道標及び案内図)

- ①富士登山道線地区
- ②インター線地区

・面積  $2\text{m}^2$ 以下/個など  $\Rightarrow$   $1\text{m}^2$ /個以下

### 自家用広告物以外 (道標及び案内図を除く)

◆全ての地区

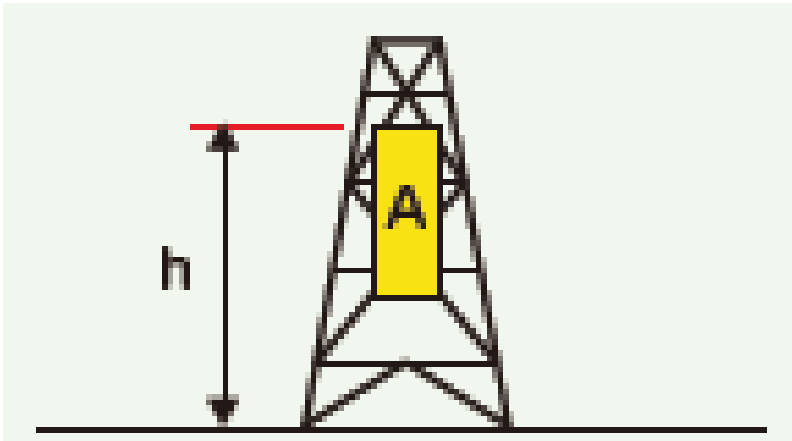
・面積  $2\text{m}^2$ 以下/個など  $\Rightarrow$  不可

# 工作物を利用する広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## その他の工作物を利用する広告物

【例】



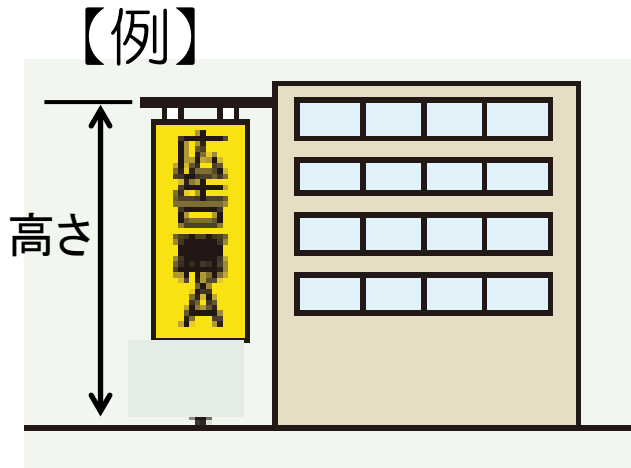
### ◆全ての地区

- 高さ：30m以下など ⇒ 5m以下
- 面積：30m<sup>2</sup>以下/工作物など ⇒ 4m<sup>2</sup>以下/工作物



# 簡易な広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

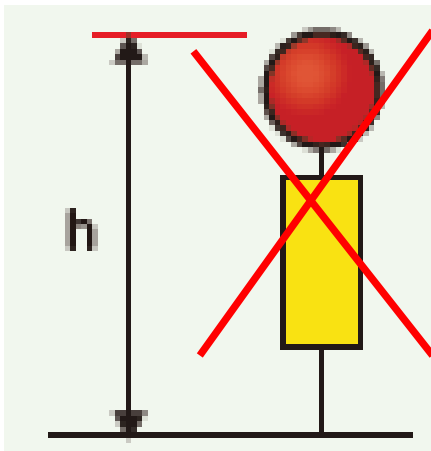


## 広告幕

### ◆全ての地区

- 高さ：上限無し ⇒ 5m以下
- 面積：30m<sup>2</sup>以下/枚 ⇒ 4m<sup>2</sup>以下/枚

【例】



## アドバルーン

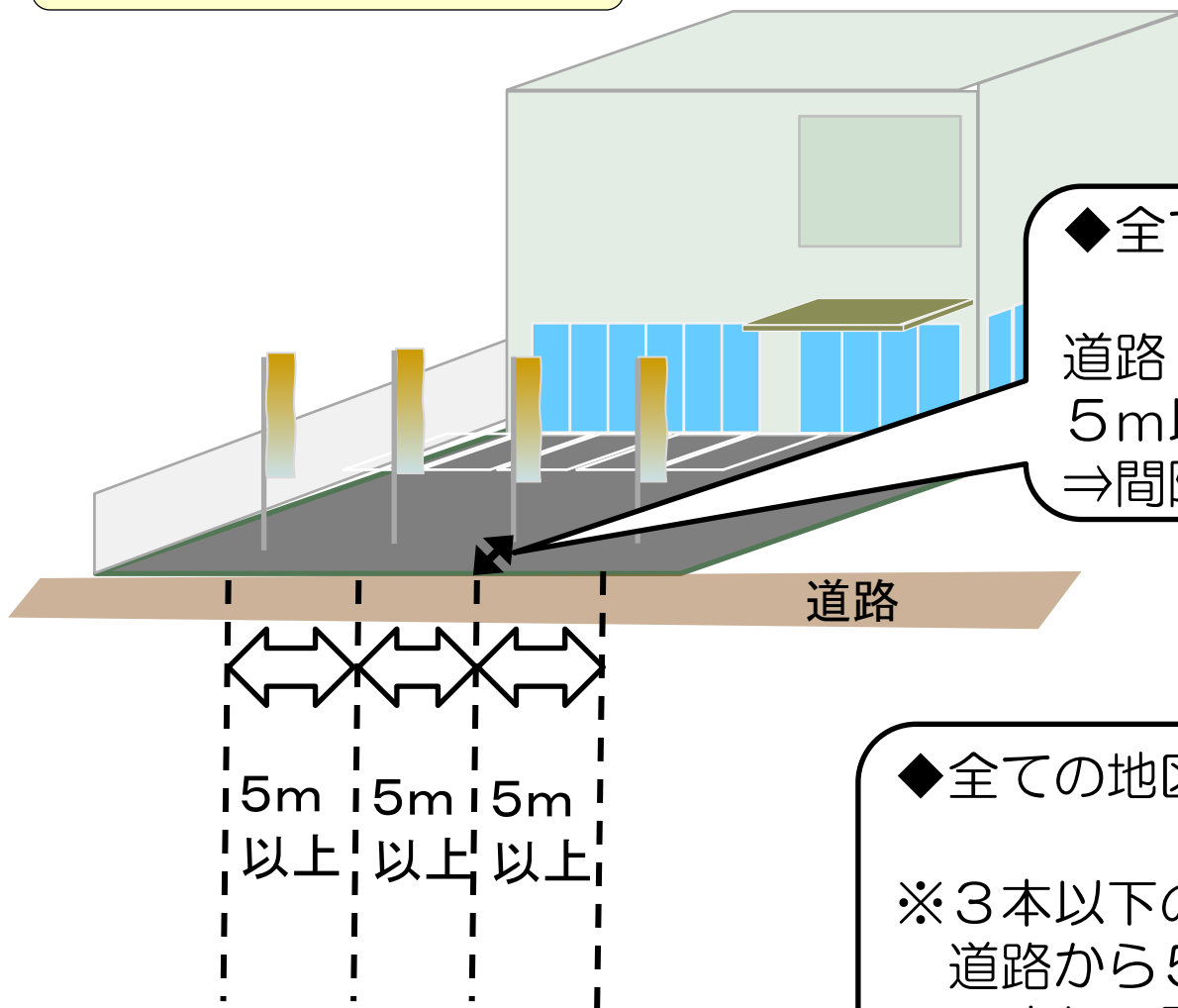
### ◆全ての地区

- 高さ、面積：50m以下、30m<sup>2</sup>以下  
⇒ 不可

# 簡易な広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## のぼり旗



### ◆全ての地区

道路（歩道含む）から  
5m以内の場合  
⇒間隔を5m以上離す。

### ◆全ての地区

※3本以下の場合は、  
道路から5m以内でも、  
また、間隔も5m以内でも可

# 5 適用除外基準について

## 適用除外基準の強化について

○適用除外とは？

一定の要件を満たすものについては、  
許可申請が不要となる

(例えば、自家用広告物で  
面積総量10m<sup>2</sup>以下の場合など)

適用除外となるものの一部について、  
指定にあわせ変更することが可能



逆に、変更をしないと、許可物件よりも大きな広告物が  
できてしまい、目指すものが達成できない。

# 適用除外基準の強化について

## 自家用広告物など（共通基準）

### 色 彩

#### ◇許可基準の色彩基準と同様

- 色彩の数は3色まで（地色含む）
- 最大面積色の明度が2以上8以下
- 最大面積色の彩度が6以下  
（色相がR、YR、Yの場合は、8以下）

※無彩色も最大面積色で可

※自家用広告物は、面積総量10m<sup>2</sup>以下であれば適用除外となるが、個別の基準がある。

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

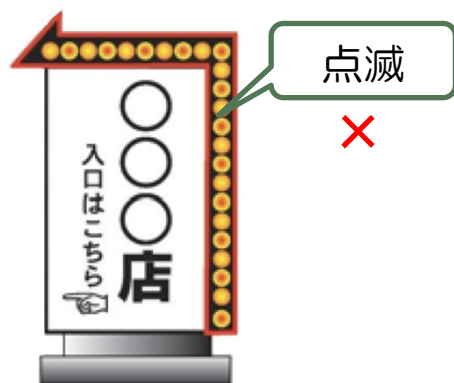
# 適用除外基準の強化について

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## 自家用広告物（共通基準）

### 照明の点滅

【例】



- ①富士登山道線地区
  - ②インター線地区
- ⇒点滅不可

### LED広告等（表示の内容が 変化するものでないこと）

【例】



◆全地区  
⇒不可

なお、③白木里宮線地区  
⇒一定の条件で1m<sup>2</sup>(片面0.5m<sup>2</sup>)まで  
許可を受ければ可

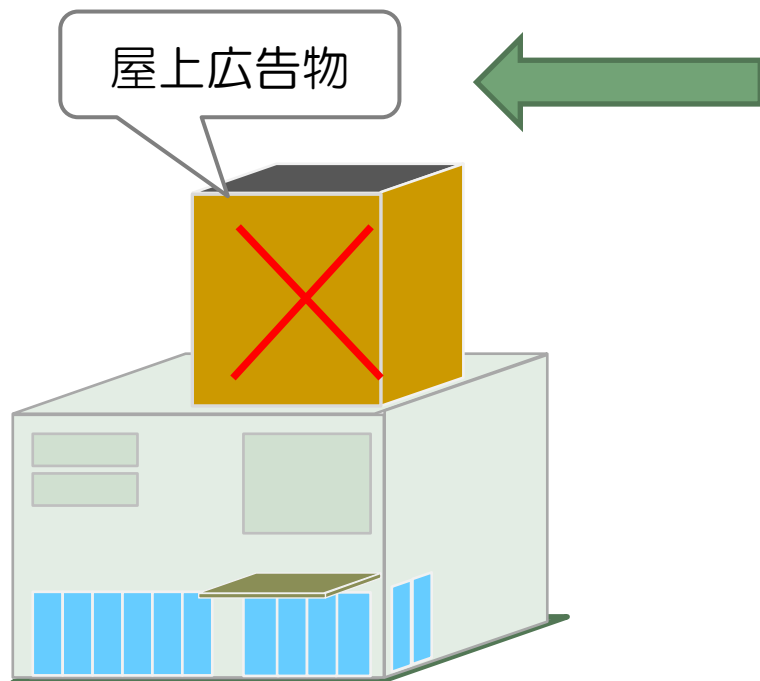
# 適用除外基準の強化について

## 自家用広告物（建築物を利用する広告物等）

### 屋上広告物

◆全ての地区

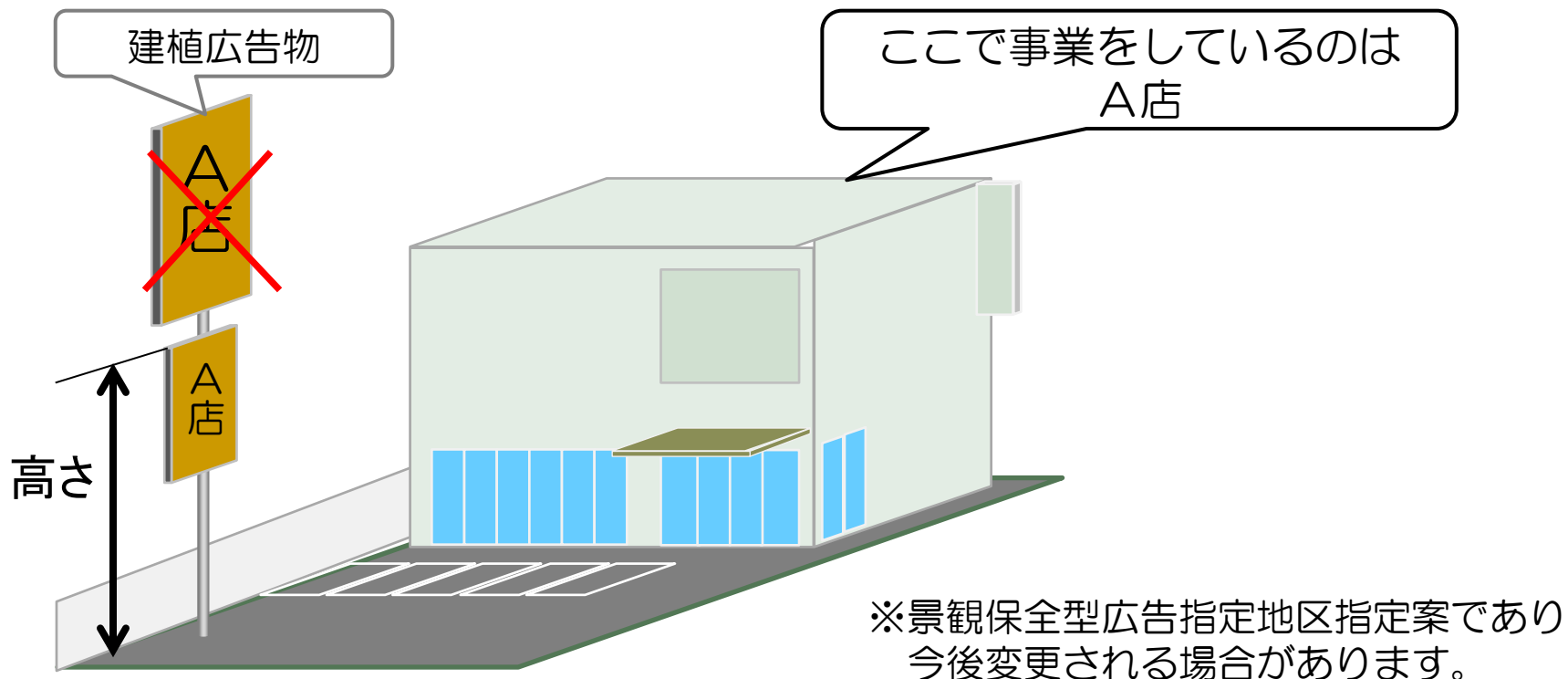
10mまで可など⇒ 不可



※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

# 適用除外基準の強化について

## 自家用広告物（建植する広告物等）



### ◆全ての地区

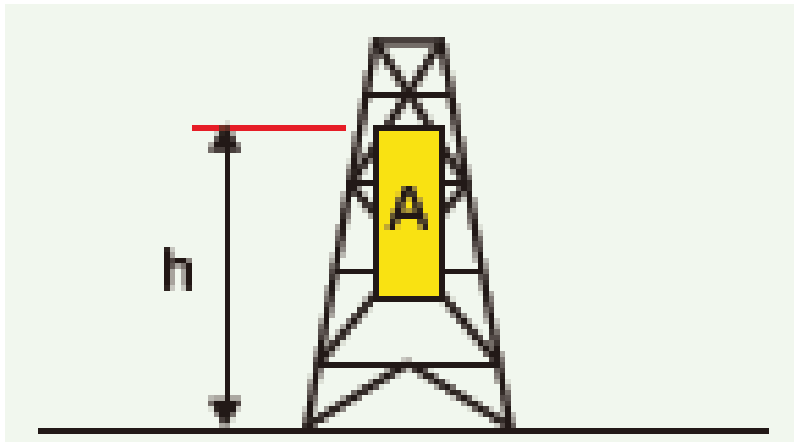
- 高さ：15m以下など ⇒ 5m以下
- 面積：1基1方向4m<sup>2</sup>以下



# 適用除外基準の強化について

## 自家用広告物（その他の工作物を利用する広告物）

【例】



※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

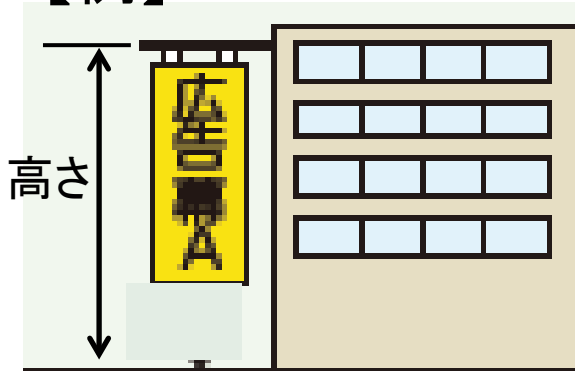
### ◆全ての地区

- 高さ：30m以下など ⇒ 5m以下
- 面積：4m<sup>2</sup>以下/工作物

# 適用除外基準の強化について

## 自家用広告物（簡易な広告物等）

【例】

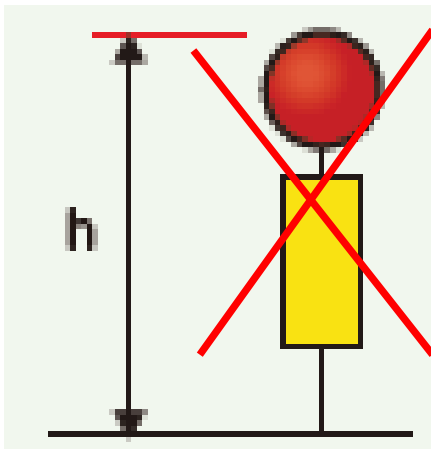


### 広告幕

#### ◆全ての地区

- 高さ：上限無し ⇒ 5m以下
- 面積：4m<sup>2</sup>以下/枚

【例】



### アドバルーン

#### ◆全ての地区

⇒ 不可

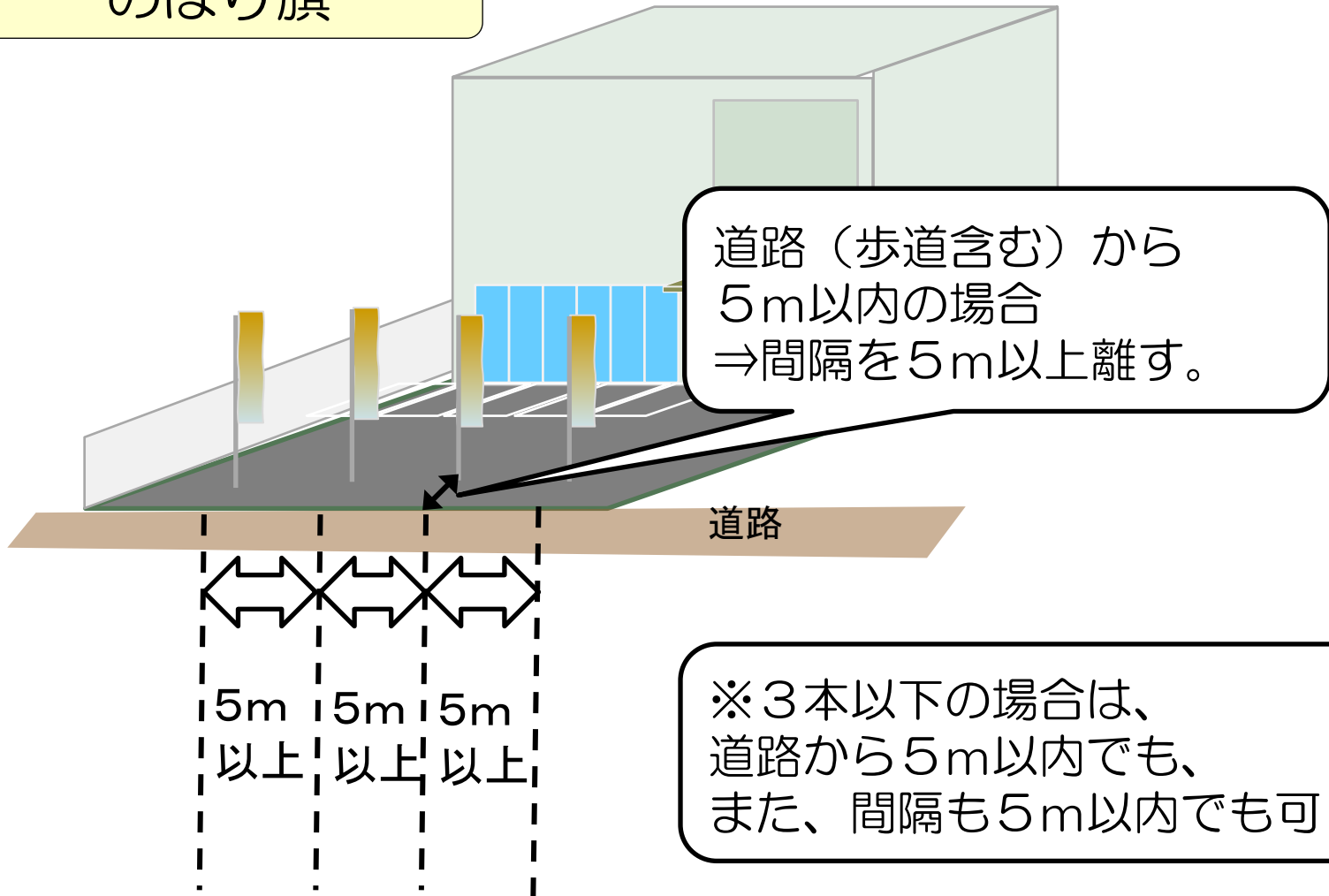
※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

# 適用除外基準の強化について

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## 自家用広告物（簡易な広告物等）

### のぼり旗



# 6 経過措置について

# 新規に設置の場合

【例】

(1) 新規で屋外広告物を設置する場合



新しい基準に合致させる必要有

# 経過措置について

(経過措置) 既設のもので、適法なものは、従前のとおり

## 【例】

(2) 許可を取得しているなど現在適法な場合



表示している内容（色等含む）を  
変えない限り、継続申請により設置可能  
・・・ただし、適切な維持管理必要

適法とは、

- ・現在の条例を満足しているもの
- 例えば、基準には合致しているが、  
許可が必要な規模で、  
許可を取得していないものは、適法ではない。

# 経過措置について

【例】

(3) 適法な屋外広告物で、表示している内容を変える場合



新しい基準に合致させたものにする必要有  
(規模に応じ、許可の取得必要)



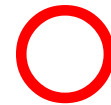
×



表示する色彩を変更する場合の例



×



表示する文字の内容を変更する場合の例

# 経過措置について

【例】

(4) 適用除外の広告物の場合



適法な広告物と同じ経過措置



## その他

○別添資料1・2

→各地区ごとに基準を整理

○別添資料1・2以外の基準

→現状の基準と同様

# 今後のスケジュール等

## ◆今後のスケジュール（予定）

○地区範囲と基準の公告・縦覧 8月下旬～9月中旬

※県のホームページや当室等で閲覧可能

※関係市町村の住民の方及び利害関係のある方は、範囲や強化基準案について意見書を県に提出可能（期間内厳守）

○山梨県景観審議会 9月中旬


※いただいたご意見や基準案等を諮り、最終的に基準等を決定

○決定した基準等の告示 10月上旬

○周知期間（6箇月程度） 10月～3月

※県のホームページ等で周知

○施行 H30.4月



不明な点等ございましたら、  
「山梨県景観づくり推進室」又は「富士河口湖  
町都市整備課」まで、お問い合わせください。

山梨県景観づくり推進室  
TEL：055-223-1325

富士河口湖町都市整備課  
TEL：0555-72-1179